

令和5年高島市農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月10日（金）
午後1時30分から午後2時45分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（18人）

会長	6番	中田正敏
副会長	9番	地村満信
	1番	左崎 泉
	2番	松村茂與門
	3番	水口 淳
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
	7番	前川高康
	8番	岡本義治
	10番	中川幸雄（議事録署名委員）
	11番	西澤恵美子（議事録署名委員）
	12番	日置克己
	13番	高城伸司
	14番	山田善嗣
	15番	萬木喜代次
	16番	小島 明
	17番	足立哲夫
	19番	河原林幸和
- 4 欠席委員 18番 東村定典
- 5 遅参した委員
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 高島市農業委員憲章唱和（省略）
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和4年度第7回高島市農産ブランド認証委員会について
 - 第 3 報告第 3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土

土地利用協議について

- 第 4 報告第 4 号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う
土地利用協議について
- 第 5 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による別段の面積（下限面積）の
解除について
- 第 7 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 10 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 議案第 11 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることにつ
いて
- 第 10 議案第 12 号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求
めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 4 年度高島市農業委員会農政研修会について

- ・ 日 時 令和 5 年 2 月 18 日（土） 午後 2 時 00 分
- ・ 場 所 今津サンブリッジホテル 2 階 サンブリッジホール

(2) 令和 5 年第 3 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 13 日（月） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

(3) 高島市農業委員会地域間交流を通じた研修会について

【朽木・安曇川、新旭地区 委員対象】

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 15 日（水） 午前 9 時 30 分～
- ・ 場 所 高島市役所東側駐車場集合

【マキノ、今津、高島地区 委員対象】

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 15 日（水） 午後 1 時 30 分～
- ・ 場 所 高島市役所東側駐車場集合

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	中川美知夫
	主任	飯田 浩一
	主事	堀居 祐圭
	主事	峯森 有紀

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	中川美知夫
	局次長	安原 忍
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和5年第2回高島市農業委員会総会の開会をお願いいたします。 本日は、18名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 なお、欠席の委員は、18番 東村委員 です。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。 本日の案件は、報告事項 1 件、報告案件 4 件、農地法に基づく許可等案件として第3条関係案件 3 件、第5条案件 6 件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件 297 件、農業改善計画認定案件 7 件、農業振興地域整備計画の変更協議案件 1 件、以上 319 件につきまして、ご審議いただくことになっておりますが、本日の総会では、感染症対策の観点から、農業委員会憲章の唱和、および議案朗読を省略させていただきます。 また、議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いを致します。本日、審議をいただきます。 議事日程第8、議案第10号「高島市農用地利用集積計画の決定について」の議案は、 番： 委員に、議事日程第9、議案第11号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の議案は、 番： 委員に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、本日、委員のお手元に「令和5年第2回高島市農業委員会総会 参考資料」を配布させていただいております。ご確認をお願いします。 なお、1月総会において情報提供しております 資料3「令和4年農地の賃借料情報」につきましては、ご意見のありました使用賃借の件数を参考として追記しました。また、資料4として「上安曇地区経営体育成基盤整備事業計画概要図」をお配りしておりますので、併せて確認願います。 それでは、総会の開会に際し、中田会長が挨拶を申し上げます。 《会 長 挨 拶》
-----	--

事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、中田会長にお願いいたします。
会長	それでは、本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。
会長	本日の総会の議事録署名委員には、10番、中川幸雄委員、11番、西澤恵美子委員を指名します。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題とします。 第1「令和4年度第7回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。 お手元に配布されております、右上に資料1と書かれているものをご覧ください。 令和4年度第7回農産ブランド認証委員会が1月24日に審査されましたので、その結果を報告させていただきます。 今回の認証申請の事案は、ランク1、個人2名、3件、3品目です。慎重に審査しましたところ、問題なくすべて承認されました。 詳細につきましては、裏面に記載されておりますのでご覧ください。 また、この認証委員会の審査結果とは別のお話になるのですが、会議の中で、みなさまもブランド認証委員会の資料を毎月見ていただいて、気づいておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。認証件数がやはり少ないということ、かなり限られた方しかこのブランド認証委員会の認証を利用していない傾向がありまして、認証制度そのものをどうしていくかということ、やはりもっと考えていかなければいけないのではないかなというご意見が認証委員会の中で出ました。また、これから春になってきますと水稻のランク1、ランク2などの申請が出てきますが、実はこのブランド認証というのは、播種する前に申請をするというのが大前提なのですけれども、このブランド認証委員会には播種、水稻については6月、7月になってみただけだと申請が上がってきてる件数がありまして、そういう場合はどうするかということ、ブランド認証委員会の中で話し合った結果、その方が初めての場合、そのように申請が遅れた場合は警告をする。始末書なり提出していただいて、2回目にこのように、申請

	が遅れた場合は、認めることはできないという対応にしましょうというように、ブランド認証委員会で決めさせていただいております。高島市の農業政策課を通じて、毎年このブランド認証を利用されている方には、申請が期日までに遅れないようにしっかりと連絡をしていただけるようお願いをしております。あと最後もう一点ですが、実はブランド認証減農薬ランク2とかについては、滋賀県の環境こだわり農業の申請書の内容そのままの計画を利用している場合があるのですが、どうも滋賀県の環境こだわり認証の方法が、計画書を提出しなくてもよいというように変わるらしいので、そのあたりを市としてもどういう風に対応していくかを考えなければいけないという話が委員会に出ておりました。 以上です。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第2「報告事項」を終わります。
会長	次に、日程第3報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。 報告第3号 認定 電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について 番号1 本件につきましては、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、特例として農地法の許可を不要とする案件であります。 認定電気通信事業者の行う、中継施設の設置に伴う協議書が提出され、審査したところ、特に問題ないと判断されることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第4号の規定により、それぞれ、令和4年12月28日に同意いたしましたので、ご報告いたします。 設置協議位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから2ページをご参照ください。 以上でございます。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第3「報告第3号」を終わります。
会長	次に、日程第4 報告第4号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	5ページをお開きください。 報告第4号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について 番号1、番号2、番号3 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議については、農地法施行規則第53条第11号の規定により、特例として農地法の許可を不要とする案件であります。 今回、同協議書が提出され、審査したところ、特に支障ないと判断されることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第4号の規定により令和4年12月28日に同意いたしましたので、ご報告いたします。 設置協議位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから6ページをご参照ください。 以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第4「報告第4号」を終わります。
会長	次に、日程第5 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。

事務局	それでは、説明に入ります。 7 ページをお開きください。 高島市 農委議案 第7号 農地法 第3条の規定による許可申請について 8 ページをご覧ください。 1. 所有権の移転 番号 1 申請地は、譲渡人において、遠隔地に居住しており耕作することが難しく、農地を売却したいと考えていたところ、居住地に近く管理がしやすい譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 現況はススキ状のものが生えておりますが、譲受人において、復元する旨の計画書を提出いただいております。復元時期は、令和5年11月30日までとなっています。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 6 ページから 8 ページをご参照ください。 なお、85番4の中に、85番5が含まれています。 以上です。
高木委員	4番 高木です。この件につきましては、譲受人が認定農業者であり、先ほど事務局から説明があったように休耕地でございますが、原状復元してくれると思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。
事務局	番号 2 本件は、前回総会にて空き家に付随した農地の別断面積を設定した案件です。 譲渡人は、高齢で独居世帯であり、息子世帯の近くに転居予定です。住宅の売却と併せて、管理が困難となっている農地を売却するために高島市空き家紹介システムに登録したところ譲受人が見つかり売買することになりました。 譲受人は、現在、夫婦で草津市に在住しておりますが、今後拠点となる居住地（売買により所得する戸建て）の隣地であり、農地を利用・管理を行う上で便利が良いため、農地を購入されることとなりました。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 9 ページから 10 ページをご参

	照ください。 以上です。
山田委員	14番 山田です。申請内容につきましては今事務局から説明があったとおりでございます。特に問題はないというように思います。よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。 まず、これより、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」番号1、番号2の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の、「所有権の移転」番号1、番号2の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第6、議案第8号「農地法第3条の規定による別段の面積(下限面積)の解除について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。

事務局	９ページをお開き下さい。 高島市農委議案第８号 農地法第３条の規定による別段面積（下限面積）の解除について 本区域につきましては、本年１月の総会で、「空き家に付随した農地」として、下限面積の設定を行い、本日の先の議案におきまして、農地法３条の許可相当の判断をいただき、一連の手続きが完了しましたので、引き続き、別断面積（下限面積）の解除を行うものです。 以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第８号「農地法第３条の規定による別段の面積（下限面積）の解除について」審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第８号「農地法第３条の規定による別段の面積（下限面積）の解除について」採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第８号「農地法第３条の規定による別段の面積（下限面積）の解除について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第７、議案第９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	１０ページをお開きください。 高島市 農委議案 第９号 農地法 第５条の規定による許可申請について １１ページをご覧ください。 １．所有権の移転

	番号 1 本件は、市内で不動産業や建設業を営んでいる譲受人が、宅地の分譲をするため、田 1 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第 1 種住居地域）」であることから、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除については、雨水は南側の既設道路側溝へ放流します。雑排水は、公共下水道に接続し放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、許可日の翌日から令和 5 年 8 月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 11 ページから 13 ページをご参照ください。 以上でございます。
左崎委員	1 番 左崎です。ただいま事務局からの説明どおりでございます。現地確認しました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号 2 本件は、再生可能エネルギー事業を展開している事業者が、再生可能エネルギー事業を促進するため、事業拡大として、太陽光発電設備の設置を計画し、畑 3 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は、マキノ町新保地先の公共投資の対象となっていない 10 ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。 立地基準上は、原則、許可できませんが、太陽光発電設備設置に関して、2,300㎡の用地を非農地も含めて探していたところ、今回の申請地が適地であったことから、やむを得ないと考えます。 施設の規模といたしましては、パネル枚数 792 枚の設置を計画しています。 被害防除につきましては、雨水は、自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、隣接土地所有者の承諾も得られています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可

	基準を満たしていると考えます。 工期は、4月上旬から9月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の13ページから16ページをご参照ください。 以上でございます。
水口委員	3番 水口です。ただいま事務局の説明にあったとおりでございます。みなさんの慎重なご審議よろしく申し上げます。
事務局	番号3 本件は、動物福祉活動事業として動物の保護および飼育、飼育したいと考えている人のための里親探しに関する事業を行う譲受人である法人が、譲渡会などを行う際に、既存の駐車場に入りきれない来客の車が渋滞を起こすなど周辺住民にも迷惑を掛けていましたが、今般、田3筆を贈与により譲り受け、新たに駐車場を確保するため農地転用するものです。 農地区分は、今津町酒波地先の住宅等が建ち並んでいる10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断され、立地基準上は、原則、許可できませんが、譲受人は申請地の北側に既存施設（動物福祉活動事業施設）があり、動物（犬）の保護および飼育事業を行い、また飼育したいと考えている人のために里親探しに関する事業もしていることにより、全国から来客者が訪れますが、その来客用の駐車場が不足していることから、駐車場に入りきれない来客の車が近くの県道交差点付近まで渋滞を起こすなど交通の支障にもなっていましたが、それらの解消が図れることから、やむを得ないと考えられます。 被害防除については、造成面には排水勾配を設けてU型側溝から流末水路に排水します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、既に駐車場として整備したことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 本件につきましては、土地改良区からの意見書が交付されないことから添付されておりません。意見書は、農地法施行則第57条の4第2項第3号において法定添付書類となっているものの、転用申請者が土地改良区に意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面を添付する事に代える事ができることになっています。 改良区にも確認を行いましたが、「意見書は交付しない」との回答と「農

岡本委員	業委員会が、意見書に代わるものとして、事由書をもって判断されることには差し支えない」との回答がございました。 このことから、本申請につきましては、意見書が交付されない事由書が添付されています。 本件につきまして、関係機関等にも確認をいたしましたが、転用そのものに問題がある案件でない以上、事由書をもって判断することに差し支えないとのことでございます。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１７ページから１９ページをご参照ください。 以上でございます。 ８番 岡本です。ただいまの事務局の説明どおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
事務局	番号４ 本件は、結婚し家族が増え現在の住まいでは手狭であるため、新居が必要になったことから畑１筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は、新旭町饗庭（米井）地先であり、住宅等が建ち並んでいる１０ha未満の農地であるため、第２種農地と判断しました。 立地基準上は、原則、許可できませんが、譲受人は、希望する地域で一般住宅を建築するにあたり、土地を探したところ、申請地以外の土地では所有者と売買による合意ができなかったことから、やむを得ないと考えられます。 被害防除につきましては、雨水排水は、北側の既設水路に放流し、雑排水は公共下水道に接続し排水します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接土地所有者の承諾書も添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、３月上旬から１０月下旬までの予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２０ページから２２ページをご参照ください。 以上でございます。

河原林委員	19番 河原林でございます。事務局の説明どおりであります。よろしくをお願いします。
事務局	番号5 本件は、現在、譲受人につきましては、かねてより息子が経営する建工務店の資材置場は、自宅に隣接する作業小屋の空き地を利用していましたが、事業拡大に伴い狭く適地を探していたところであり、申請土地を使用貸借により貸し付けるため、田1筆を代物弁済により、農地転用するものです。 農地区分は、申請地の500m以内に、2つ以上の公共公益施設として高島市役所、湖西中学校が立地することから、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除については、南側と東側の市道境界にU字溝を設置し、雨水排水については、浸透式会所柵により処理します。また、西側境界はL型擁壁工で土留めをします。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣地所有者の承諾も得られています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、3月上旬から3月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の22ページから24ページをご参照ください。 以上でございます。
足立委員	17番 足立です。内容につきましてはただいま事務局の説明どおりであります。現場も確認いたしましたが無問題だと思います。審議のほどをお願いします。
事務局	続きまして、12ページをご覧ください。 2. 使用貸借による権利の設定 番号1 本件は、貸人から田1筆を借り受け、コンテナハウスによるコーヒESHOPを営営するため、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第1種住居地域）」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしている

	と考えます。 被害防除については、雨水排水は、自然浸透します。汚水および雑排水は、公共下水道に接続します。万一被害が生じた場合には、借り人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、隣接土地所有者の承諾も得られています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、既に敷地を造成したことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第5条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、3月上旬から、4月下旬の予定です。 申請位置図等は、資料集の25ページから27ページをご参照ください。 以上です。
左崎委員	1番 左崎です。ただいま事務局からの説明どおりでございます。ご審議よろしく申し上げます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
松村委員	2番 松村です。2番の案件、太陽光発電の転用目的そのものは問題ないと思うのですが、資料集の15ページを見ると「お墓」という表現があるのですが、16ページ下の写真ここがお墓？墓地ですか。この土地は独立した地番があるのか、個人で墓は持てないはず。墓埋法の規定で。公共団体、宗教法人しか持てませんので。これはどこが持っているお墓なのか、何のお墓なのか。どうも人間用の墓ではないみたいです、写真を見ると。これはいったい何の墓なのか、その辺は分かっているのでしょうか。説明をお願いいたします。
事務局	お答えします。15ページのお墓ですが、個人で所有されている土地の中に一体的に含まれているお墓となっております。写真のような石が置いてあるお墓です。
水口委員	今回の地主さんの個人的な墓ということでございます。この左側が地目

事務局	が原野になっているということで、ここは地目がお墓になっているかどうか分からないですけれども、お墓という扱いはそういうことらしいです。地目はたぶん墓地ではないと思います。
事務局	地目は原野でございます。
事務局	補足させていただきます。松村委員おっしゃったように墓地および埋葬に関する法律に定められております墓地につきましては、個人では当然持てない、宗教法人もしくは地方公共団体が持つものでございます。一般的にここにお墓と書かれているのは、持ち主さんが「お墓」とおっしゃっていることに基づく、自己申告に基づく「お墓」という申請者の表記というふうにご理解いただきまして、公共団体、宗教法人の墓埋法による許可ではないとご理解いただきたいと思います。
松村委員	大体わかりましたけど、これはいわゆる人間が埋まっている墓ではないという扱いでいいんですね。いわゆる犬、猫用ですか。たぶんペットの墓だと思うのですが。新保には独立した墓がちゃんとありますので。新保も何年か前にペット用の墓でもめた経緯がありますので。ここではなかったと思っていますし。先ほどもありましたように人間を埋めようと思ったら、市町村か宗教法人かあと地縁団体ですね、これしか墓持てませんので。お墓というのはいわゆる埋め墓ではないという理解でよいんですね。はい、わかりました。
采野委員	5番 采野です。3番について駐車場にされるということですが、参考資料集に写してある写真、この状態はすでに勝手に埋め戻した状態の写真というふうにとらえてよろしいですか。
事務局	お答えします。資料集19ページの写真ですけれども、これはまだ造成途中の段階の写真であります。以前に通報があり違反転用ということでありましたので、即座に工事は止めさせていただきました。それ以降、現場は動いていないという状況で、現状の写真を添付させていただいているところであります。
采野委員	わかりましたが、今、違反転用というお話があったのですけれども、個人的に聞かれたことがあったので、その人がまた何か言ってこられた時にちゃんと説明しないといけないと思い確認したいと思いますが、違反転用

	ということで、勝手に土砂入れて埋め立てているとかでだめですよということで止めた。許可を得ずにやりましたから反省文顛末書を添付していますという案件は、これまで何度も何度もあったと思うのですが、完全に埋め戻していなくて途中の段階だと。これ農業委員会としては田んぼとして原状復旧しなさいというのは求めない？ 求めているにもかかわらず申請が出てきたら、そのままここで裁決されてOKだったらOKというような考え方でいいのですかね。
事務局	お答えします。原状復旧ですけれども、基本的に青地で許可ができない場所での違反転用であれば、当然原状復旧していただくということになりますが、今回の案件につきましては、立地基準として許可ができない場所でもないことから、いったん工事を止めていただきまして、今回申請を提出されたところであります。
采野委員	工事止めさせて。どれだけ言いました、原状復旧せよと。田んぼに戻さないといけないということですよ。地主さんの所に。
事務局	基本的には「原状復旧ですよ」ということで、当初の話ではさせていただいたところですが、すでに一部で造成されているというところで、現実問題として復旧は難しいという話もございましたので、いったん工事は止めたままで今回申請に至ったところであります。
会長	よろしいですか。采野さんも同じ今津の地区委員会でこの話が出てまいりましたので、ご承知いただいていることもあろうかと思いますが、当初は4条の関係もございましたので、農業委員会としては止めに行ったのは所有者、今回の譲渡人の方ですね。そちらに止めに行ったと。その時点で止まったわけなのですけれども。それから後にですね、5条、譲受人から申請があがってまいりますと、当初埋めた時点では4条の方、所有者の方に戻せということになります。5条は現況を見た中で譲受人に向かって元に戻せとは言えない、というこの法の網をくぐり抜けるようなことで、情情的にはいかなものかという思いはあるのですけれども、法的には止めようがないというのが私は現実だというふうに思いますので、この議案書の決裁の時にはそういう判断の中でやむを得ないとなったということです。それで、これ申請が一番先にあがってきたのは1年近く前になると思います。それから2回くらい地区委員会でこういう現場であるという話し合いとか、また個人的にはそのあとも現場確認に行っておりました。その

	時には譲渡人の方にしか言えなかったと。ということで、今回の申請の譲受人から案件があがってきたのは、昨年１０月１１月くらいからでその時には現況になっていたということがありますので、今回の件については戻せというところまでは言いにくいとか言えないなという現実的な判断ということです。なし崩し的なという思いを抱かれるのはその通りだと思います。手続き上から追っていきますと、どうしても今回の譲受人に元に戻せ、そうでないと５条の許可は出せないとは言いきれない。これが４条で申請されますと戻せと言い切ってもいいかもしれないというのが、私自身が事務局から案件として提案された時の決裁の状況での判断でございます。これは会長としての私の意見ですので、采野委員の意見ごもっともですけれども、一応そういうことになったということについては、私から意見を加えさせていただきます。
采野委員	最後１点だけですけれども、土地改良区から意見書を出さないということがまだもう一つ意味が分からなかったのもう少しわかりやすく教えてください。
事務局	お答えします。資料集の１９ページの上の写真を見ていただきますと今回赤で囲ってある部分が駐車場の造成の所です。道路との間に水路があります。ここが淡海土地改良区の水路でございます。今回この造成につきましては、敷地内のＵ字溝を通りまして雨水排水が土地改良区の水路に流れるということで、そこで改良区では直接雨水排水の放流をしてくれるなという答えでありましたので、協議が整わないため意見書が添付されていないということでもあります。ただ農地法上は議案説明時に述べさせてもらいました通り、意見書の添付ができない場合はそのできない事由書を以って代用することができるものです。今回の案件はなぜもらえないかという事由書が添付されています。それを以って今回受付・審査させていただきましたというところでございます。
会長	用水排水について土地改良が言っておりますのは、いずれ付け替えをしたいということですが、時期として何時という明記はなくて、それからこの川自体がそこへ排水をしてはいけないという法的な根拠がないというのが、農業委員会これ弁護士相談もしたうえでの見解です。例えば建物が建つとかの場合は宅地造成法の許可が必要となりまた基準が違ってくると思うのですが、自然浸透というのですかそれでも許可ができるような露店駐車場、その川を使えないのでできないという判断は、法的にはできない

	農業委員会としてはできないという判断。民法上は放流を拒むことはできないということであったと私は聞いております。
会長	他ございませんか。他に意見、質疑が無いようですので、これより、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、「使用貸借による権利の設定」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	よって、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」5 件、「使用貸借による権利の設定」1 件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。
会長	日程第 8、議案第 10 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課 峯森と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。14 ページをご覧ください。 高島市農用地利用集積計画 令和 5 年 2 月 20 日 滋賀県高島市。 続いて、農用地利用集積計画表は 15 ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について (1) 利用権設定農用地は 297 筆 (2) 利用権設定面積は 484, 310 m²でございます。 (3) 利用権設定者は 122 名 (4) 農用地利用申出者は 23 名でございます。 (5) その他 利用権設定各筆明細は 16 ページから 52 ページのとおりでございます。 農用地利用権申出者 23 名はすべての農用地について効率的に耕作し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものであります。 以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第 10 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議します。
会長	まず、16 ページから 28 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 107 の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１０７の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１０７の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、４８ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１５４から番号１５６の案件について、審議します。
会長	法第３１条第１項の規定により、 番 委員の退席を求めます。
	(委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
	(質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１５４から番号１５６の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１５４から番号１５６の案件については、原案のとおり承認することに決定し

	ました。 (委員 入場・着席)
会長	次に、２９ページから５２ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１から番号１５３、番号１５７から番号１９０の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１から番号１５３、番号１５７から番号１９０の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１から番号１５３、番号１５７から番号１９０の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第９、議案第１１号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課堀居と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。５３ページをご覧ください。 今回申請がありましたのは、マキノ地域で継続が３件、今津地域で継続が２件、高島地域で継続が２件となっております。 それでは、それぞれの申請につきまして説明させていただきます。 番号１の方でございます。農業経営改善計画の概要については５４ペー

ジをご覧ください。

5年前の経営面積は1,507.9aであり、これを1,500aまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,290aとなっておりますが、今後は更なる集約を進め、作業の効率化を図ると同時に、後継者育成にも積極的に取り組み、経営を継続していく計画を立てられています。

番号2の方でございます。農業経営改善計画の概要については55ページをご覧ください。

5年前の経営面積は901.4aであり、これを1,330aまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,092.1aにとどまっておりますが、今後は作業効率向上のため自宅から近い農地に集約したり、機械の向上を図ったりして、経営面積を1,500aまで拡大する計画を立てられています。

番号3の方でございます。農業経営改善計画の概要については56ページをご覧ください。

5年前の経営面積は2,030aであり、これを2,430aまで拡大する計画を立てられていました。現状は2,346aにとどまっておりますが、当該地域は基盤整備事業を進めており、整備と同時に区内の農地の集積・集約を図り、機械の利用も区内で共同利用する等の工夫をしてコストを抑え、経営面積を2,530aまで拡大する計画を立てられています。

番号4の方でございます。農業経営改善計画の概要については57ページをご覧ください。

5年前の経営面積は979aであり、これを1,150.8aまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,229aまで拡大されており、目標を達成しています。今後は新しい品種の導入や直売所を増やすなど、意欲的に営農を進め、経営面積を1,420.8aまで拡大する計画を立てられています。

番号5の方でございます。農業経営改善計画の概要については58ページをご覧ください。

5年前の経営面積は295aであり、これを310aまで拡大する計画を立てられていました。現状は300aにとどまっておりますが、今後は果樹栽培において作業の軽減を目指すと同時に、高品質な作物の生産に努めることで付加価値を高めながら、経営面積を320aまで拡大する計画を立てられています。

番号6の方でございます。農業経営改善計画の概要については59ページをご覧ください。

5年前の経営面積は803.1aであり、これを953.4aまで拡大

	する計画を立てられていました。現状は1, 563 aまで拡大されており、目標を達成しています。今後は育苗管理や田植作業、育成管理などをできるだけ労働時間を削減できる方法で営農を進め、経営面積を1, 600 aまで拡大する計画を立てられています。 番号7の方でございます。農業経営改善計画の概要については60ページをご覧ください。 5年前の経営面積は783. 5 aであり、これを1, 012 aまで拡大する計画を立てられていました。現状は1, 205. 4 aまで拡大されており、目標を達成しています。今後は5集落に点在している農地を3集落ほどに集約することで機械の移動を少なくし、作業効率の向上を図りながら、経営面積を1, 500 aまで拡大する計画を立てられています。 これらの案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査・指導し、各関係機関から同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第11号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。 まず、番号5の案件について、審議します。
会長	法第31条第1項の規定により、 番 委員の退席を求めます。 (委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、番号5の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	よって、番号５の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。 (委員 入場・着席)
会長	次に、番号１から番号４、番号６、番号７の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、番号１から番号４、番号６、番号７の案件について、採決します。
会長	まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号３の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号４の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号６の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方

	は「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号 7 の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第 11 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号 1 から番号 4、番号 6、番号 7 の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、日程第 10、議案第 12 号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課の飯田と申します。私より農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 まず、農用地区域を除外する土地につきましてご説明申し上げます。 番号 1 でございます。 63 ページから 72 ページをご覧ください。 今津地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は田 1, 653 m²でございます。事業者、土地所有者につきましては、64 ページの調整調書記載のとおりでございます。 整備内容につきましては、「資材置場」の建設を今津町北仰において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集 28 ページを併せてご覧ください。 転用予定者のリサイクル施設の隣接地に、資材置場を整備するものでございます。既存施設に隣接する場所で関係資材を保管する必要があることから設置場所を検討した結果、隣接している当該地になったものでございます。 「法第 13 条第 2 項」の規定に基づき、除外が適当であるか検討させて頂いたところ、申出の土地は、規模、条件等からみて最も適した土地で代替すべき土地もなく、また、農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化・農業の効率性等、利用上の支障はないと認められるなど、要件を

	満たしており、やむを得ないものと判断致しました。 以上、番号 1 につきましては市役所内、農協等の関係部局におきまして、「除外をすることについて止むなし」という判断をいただいております、また滋賀県高島農業農村振興事務所より、事前協議の結果変更内容は適当であると認められております。 このたび、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 の規定に基づき、「農業委員会の意見を聴くものとする」とされておりますことから、農業委員会総会におきまして、ご意見をお伺いするものでございます。 以上、私の説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第 12 号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	5 番 采野です。以前にここの農地については、一時転用が出ていたと思いますが、その時思っていたことが普通にそのまま現実になったのですけれども、このように敷地を増やすのに除外してやるのは法律上、仕方がないということであくまで意見を求めるということなので、意見だけ言わせてもらいますけれども。その前に確認させてもらいたいのですが、資料集 70、71 ページの地図ですが、69 ページにある代替地の黄色の部分というのは、そもそも青地じゃないということですか。
農業政策課	ここは白地でございます。
采野委員	ですよね。これ意見ですよ。わざわざ青地つぶすのですよね、今回。意見として言うのは、こういう話が出た時になぜわざわざ白地がこちらにあるのに青地をつぶしてやるということ。どういう感覚なのかなと思ひまして。不思議なんですよ。僕の意見ですよこれは。やったもん勝ちじゃないですか。一時転用出して、部分的に埋めて、そのあとこのように除外申請を出してきて結局農地じゃなくなるわけじゃないですか。私の知り合いが今回の農地の隣の隣を耕作しているのですよね。これどういう計画になるのかわからないですけれども、東側に塀を建てるかもしれないじゃないですか、これ。今現在やっているところは塀で囲ってあるのですよ。高い

	塀で囲われるとそこの隣で作っている田はどうなりますか。やむを得ないとか、耕作は全然影響ないとかね、まあそれはそうかもしれないですけど、そういわれたらね法律上、私農家の人の立場から言ったらなぜわざわざ白地が東側にあるのに、青地なのだろう。白地の方どうにかならなかったのだからもっと。所有者との合意ができなかったと書いてありますが、どの程度それ努力したのであろうかと思って。こんな感じで農地をつぶされていくんですね、ほんま。優良な農地が。意見ですよ、僕の。このように既存面積の2分の1以下だったらやらざるを得ないというのは分かりますよ。わかっていますけど農家からの心理的なことを言ったら、やむを得ないという言葉はすごい便利だと思いますよ、ほんまに。やむを得ないやむを得ないといって農地をつぶしていったら、その隣の農家の植物は支障がない。県事務所の職員も何も意見出さないし、農業委員会もやむを得ないといちゃってるからそうなのかもしれないですけど、もう少し農家の立場を考えてもいいんじゃないかなと、どうにかならんのかなと思います、僕は。意見です。以上です。
会長	他ございませんか。この件につきましては、ただいま采野委員が意見として、「反対側には白地があるのになぜ青地をつぶして農地転用しなければならないのか。また、残された農地についての農業に対する耕作条件の変更、どこか条件が悪くなるのではないかとということが十分懸念される」というご意見だったと思いますので、このことにつきましては、農業委員会の意見として添付させていただくという内容にしたいと思います。他に意見、無いようであればございましたら、議案第12号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」先ほどの意見を添付することを含めて採決したいと思います。
会長	本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第12号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。

	終了時刻 午後 2 時 4 5 分
--	-------------------

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 0 番 _____

議事録署名委員 1 1 番 _____